

訪問看護利用料金一覧表・医療保険訪問看護療養費

令和6年12月1日現在

1.基本料金

区分	内容	金額	自己負担割合別 負担額 (円)			
			1割の方	2割の方	3割の方	
訪問看護基本療養費 (1)	基本的な訪問看護の費用	週3日目まで1日につき	5,550	555	1,110	1,665
		週4日目以降1日につき	6,550	655	1,310	1,965

※医療保険における訪問看護は、原則1日1回（1回の訪問は90分まで）×週3日までと規定されています
（ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4回以上の訪問が可能な場合もあります）

2.加算料金

項目	内容	金額	自己負担割合別 負担額 (円)			
			1割の方	2割の方	3割の方	
難病等複数回訪問加算	厚生労働省の定める疾病等の利用者または特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に必要に応じて1日2回以上訪問した場合	1日2回の訪問	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上の訪問	8,000	800	1,600	2,400
緊急訪問看護加算	利用者または家族の求めに応じて医師の指示により緊急訪問した場合	1日につき1回限り	2,650	265	530	795
長時間訪問看護加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者や特別管理加算の対象者に1回の訪問時間が90分を超えた場合	週1回限り	5,200	520	1,040	1,560
複数名訪問看護加算	訪問看護ステーションの看護職員が同じステーションの他の看護師等と同時に訪問した場合	週1回まで（悪性腫瘍の場合は週3回まで）	4,500	450	900	1,350
夜間・早朝訪問看護加算	利用者または家族などの求めに応じて夜間や早朝、深夜に訪問看護を行った場合	夜間（18：00～22：00）	2,100	210	420	630
		早朝（6：00～8：00）	2,100	210	420	630
		深夜（22：00～6：00）	4,200	420	840	1,260
24時間対応体制加算	利用者または家族からの相談に24時間対応する利用者の希望がある場合	月1回限り	6,800	680	1,360	2,040
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に計画的な管理を行った場合	月1回	5,000	500	1,000	1,500
		月1回	2,500	250	500	750
退院時共同指導加算	退院退所にあたり医療機関等の主治医または職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行った場合	1回	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定する場合で特別管理加算を算定している利用者	1回	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	退院日に在宅療養上の必要な指導を行った場合	1回	6,000	600	1,200	1,800
訪問看護管理療養費（1日につき）	安全な訪問看護の提供体制がとれ訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合	月の初日	7,670	767	1,534	2,301
		月の2日目以降	3,000	300	600	900
専門管理加算	専門の研修を修了した看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を行った場合	月1回	2,500	250	500	750
訪問看護医療DX情報活用加算	健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合	月1回	50	一律50円		
ターミナルケア療養費1	在宅で看取りを行う場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外でお亡くなりになられた場合を含む）	適応時1回のみ	25,000	2,500	5,000	7,500
ベースアップ評価料1	訪問看護管理療養費を算定している場合	月1回	780	78	156	234

【その他】

項目	内容	金額	自己負担割合別 負担額 (円)		
			1割の方	2割の方	3割の方
営業日外の利用料金	1回につき		1,500		
超過利用料金	90分を超える訪問看護（週の2回目より30分毎）		1,500		
交通費	伏木以外の高岡市200円 高岡市以外の地域300円（1回の訪問につき）				
エンゼルケア	死後の処置	17,000円			

